

【電子レンジ法によるモルタルの質量減少試験(区分記号 FB)】

研修・試験のご案内

一般財団法人 日本建築総合試験所

本認定制度は建設業務のさらなる適正化と、技能者の社会的立場の確立を目的として、コンクリートの現場試験業務が適正に行える能力を持つ技能者を認定・登録しています。

認定区分 FB では、SiTeC 委員会のもと、STS 規格*として STS-01:2007 「電子レンジを用いたフレッシュコンクリートの単位水量推定のためのモルタルの採取方法および質量減少試験方法(案)」に沿った測定が、適正かつ円滑に実施できる現場試験技能者を認定しています。*:コンクリート現場試験技能者認定制度の試験規格

本認定制度をご利用いただき、技能の修得、専門知識の向上にお役立てください。

【新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた対応について】

- ・該当する感染拡大予防ガイドライン等に基づき適切な感染予防策を講じつつ実施する所存です。具体的な予防策につきましては、後日送付いたします「案内通知書」にてご案内をさせていただきます。本研修会にご参加いただけます各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ・原則は下記で実施予定ですが、今後の状況等により開催予定が変更となる場合もございますこと、あらかじめご承知おきください。

1. 申込期限

2022 年 12 月 16 日 (金) 必着

2. 開催地および実施日時・定員・会場

開催地	実施日		時間		定員	会場
大阪	研修	2023 年 1 月 14 日 (土)	9 : 30 ~ 16 : 30		10 名	(一財) 日本建築総合試験所 神戸研修所 (神戸市中央区港島南町 3-3-7)
	試験	2023 年 1 月 28 日 (土)	実技	10 : 00 ~ 17 : 00 のうち 約 30 分/人		
			筆記	12 : 15 ~ 13 : 15		

3. 研修・試験の内容

	講義	実技
研修	<p><単位水量一般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの単位水量に関わる最近の動向 <p><試験方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・STS-01:2007「電子レンジを用いたフレッシュコンクリートの単位水量推定のためのモルタルの採取方法および質量減少試験方法」(以下、STS-01 と呼ぶ) の解説 ・単位水量の推定について、など 	<p>STS-01 習熟のための実習・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内練りコンクリート使用 ・測定方法の実演 (ポイント説明含む) ・受講者全員の測定実習 <p>その他</p>
	筆記	実技
試験	<ul style="list-style-type: none"> ・単位水量にかかわる一般知識 ・STS-01 について ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・STS-01 に基づく実技 ・その他

4. 受験資格：以下の①および②または①および③に該当する方。

- ①研修を受講された方。
- ②フレッシュコンクリートの受入検査（区分記号F）」の認定登録者。
- ③【電子レンジ法によるモルタルの質量減少試験（区分記号FB）】と【フレッシュコンクリートの受入検査（区分記号F）】を同時に受験する方。*

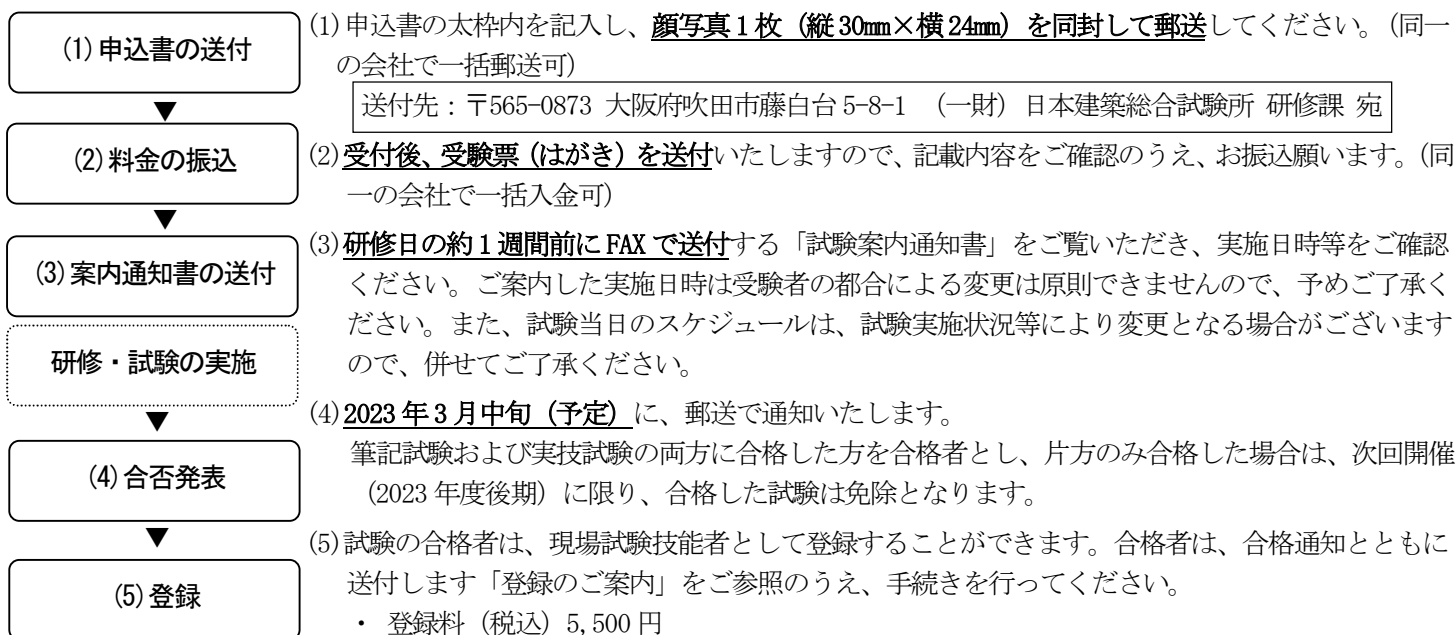
**詳細については別紙「認定区分FBにおける受験資格および認定登録資格について（改定）」をご覧ください。

5. 料金

合計（税込）	=	研修（テキスト代含む）	+	実技試験	+	筆記試験
36,850 円		20,900 円		10,450 円		5,500 円

※各開催日の前日までにキャンセルのご連絡がない場合、料金の払戻しはいたしません。

6. 申込から登録までの流れ



送付先：〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1（一財）日本建築総合試験所 研修課 宛

(4) **2023年3月中旬（予定）**に、郵送で通知いたします。

筆記試験および実技試験の両方に合格した方を合格者とし、片方のみ合格した場合は、次回開催（2023年度後期）に限り、合格した試験は免除となります。

(5) 試験の合格者は、現場試験技能者として登録することができます。合格者は、合格通知とともに送付します「登録のご案内」をご参照のうえ、手続きを行ってください。

・登録料（税込）5,500 円

・登録有効期間 2023年4月1日から2027年3月31日

登録有効期間中に認定区分F（フレッシュコンクリートの受入検査）の資格を失効した場合は、本資格（区分FB）も自動的に失効します。

登録者へのご案内

【サーベイランスおよび登録の更新について】

サーベイランス：登録有効期間の中間期（登録から約2年後）に受験していただく必要があります。（詳しくは、ホームページをご覧ください。）

登録の更新：サーベイランスにおいて「適正」と認められた方のみ更新試験（実技試験）の受験が可能です。更新試験に合格し、登録手続きをとることにより登録が更新されます。

いずれも、対象者の方には随時ご自宅へ案内を送付いたします。なお、有効期限は、更新試験実施の際の当該受験地での開催ならびに開催の期間（前期・後期）を約束するものではありません。あらかじめご承知おきください。

【優良技能者について】

本認定制度では、特に技能に優れた登録者に対して「優良技能者」の称号を付与することとさせていただきます。（詳しくは、ホームページをご覧ください。）

7. その他

- ・会場へのアクセス詳細については、当法人のホームページでご確認ください。
- ・台風・地震・豪雨等の自然災害により研修の開催を中止・順延する場合があります。やむを得ず中止・順延する場合は、開催日の前日14時以降に、当法人ホームページ「お知らせ」でご案内いたします。

【お問い合わせ先】（一財）日本建築総合試験所 事務局 総務部 研修課
〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1
TEL 06-6834-4775 FAX 06-6872-0413
E-mail:kensyu1@gbrc.or.jp
問合せ対応時間：平日 9：00～17：15



<https://www.gbrc.or.jp/training/site/>

認定区分 FB における受験資格および認定登録資格について(改定)

○FB の受験資格

「①FB の直近の研修受講者」かつ「②F の認定登録者あるいは同時受験者」*

●FB の認定登録資格

「①FB の直近の試験合格者」かつ「②F の認定登録者あるいは同時受験の試験合格者」*

*【解説】FB の受験資格は、これまで F の認定登録者で 1 回以上更新している必要がありましたが、この度、F の認定登録者であれば受験可能になりました（F の認定登録者で更新を 1 回もされていない場合でも受験可能）。また、FB の受験時に F の認定登録者でない場合でも、FB と同時期に F を受験（F と FB の同時受験）し、両者の試験のいずれにも合格すれば FB の認定登録資格を付与します。

また、同時受験において、F が不合格の場合は FB の認定登録資格は認められませんので、たとえ FB が合格しても FB の認定登録はできません。なお、FB の合格は次回開催以降の認定登録においては無効となります。次回開催以降で FB の認定登録を希望される場合は、再度 FB の筆記および実技試験を受験して頂く必要があります。ただし、研修は次回開催に限り受講の必要はありません（表-1 参照）。

表-1 同時受験における FB の認定登録までの主なパターン

パターン	区分	同時受験		注意事項
		試験	認定登録	
A	F	○	必須	FB の認定登録には F の認定登録が必須 認定登録可
	FB	○	可	
B	F	○	必須	FB の試験合格まで認定登録の維持（更新維持）必要 FB の試験合格まで受験
	FB	×	—	
C	F	×	—	F の試験合格まで受験 FB の試験合格者でも、F の認定登録者あるいは同時受験時の F の試験合格者でないと FB の認定登録はできない。 なお、FB の試験合格は次回開催以降の認定登録においては無効。再受験が必要。再受験では次回開催に限り研修受講は必要なし。
	FB	○	不可	

【記号の説明】○：試験合格、×：試験不合格

注）開催頻度は、F は 2 回／年（前期・後期）、FB は 1 回／年（後期のみ）。

◆FB の認定登録の維持について

FB の認定登録を維持する場合、これまで通り F の認定登録の維持（更新維持）が必要です（F を失効すれば FB も自動的に失効）のでご注意ください。